

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月4日(水)午前9時30分から午前11時35分

2. 開催場所 消防庁舎3階 小会議室

3. 出席委員(14人)

|         |           |
|---------|-----------|
| 会長      | 1番 福島 正一郎 |
| 会長職務代理者 | 2番 新村 幸子  |
| 委員      | 3番 瀬戸 真一  |
|         | 4番 原 美子   |
|         | 5番 小澤 さよみ |
|         | 6番 一ノ瀬 律生 |
|         | 7番 中村 良治  |

|      |       |
|------|-------|
| 推進委員 | 宇治 元一 |
|      | 根橋 正美 |
|      | 野澤 洋光 |
|      | 吉江 平二 |
|      | 野澤 典生 |
|      | 古村 孝  |
|      | 宮島 勇  |

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積のうち、  
空き家に付随した農地の取得下限面積に関する要件について

報告事項

(1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出

### (3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

#### 6. その他

#### 7. 農業委員会事務局職員

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 事務局長  | 役場産業振興課長 赤羽 裕治       |
| 事務局次長 | 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志 |
| 書記    | 役場産業振興課農政係係員 小松 由季   |
|       | 役場産業振興課農政係 中澤 貴子     |

#### 8. 会議の概要

##### (開会)

###### <赤羽事務局長>

おはようございます。早朝から年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止で各種会合等が開催を自粛しているわけですが、この会につきましては許可事項ということで、そういう時期ではありますけれどもお集まりいただきましてありがとうございます。また先般は農業者の集いに皆さんがお集まりいただきありがとうございました。

それでは、開会を職務代理お願いします。

###### <新村職務代理>

みなさんおはようございます。今、課長さんの話の中にありましたように、新型コロナウイルスで大変な時期ですが、全員の委員の皆さんに参加していただきまして、ただ今より辰野町農業委員会総会を開催いたします。

##### (会長あいさつ)

###### <福島会長>

あらためましておはようございます。先ほど話がありましたけれど、このところコロナの問題等いろいろありまして、農産物が少ないとか、マスクが少ないとかそういうことが言われていますけれど、ご意見を頂戴しまして、この会がますます発展することを祈念してご挨拶させていただきます。本日はご苦勞様です。

##### (議事録署名委員の指名)

###### <福島会長>

3 番の瀬戸委員さんと 4 番の原委員さん、よろしくお願ひいたします。

**(議事)**

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2 番朗読】**

<唐澤事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 ページをご覧ください。

1 番、岡谷市銀座…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字峠…番、地目は畑、面積 376 m<sup>2</sup>および、

大字小野字峠…番、地目は畑、面積 360 m<sup>2</sup>および、

大字小野字峠…番、地目は畑、面積 369 m<sup>2</sup>および、

大字小野字峠…番、地目は畑、面積 1010 m<sup>2</sup>を、

大字小野…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは申請地に隣接する農地を所有しており、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 89 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

地図をご覧くださいと思います。右側のほうにBさんの土地がありまして、隣接ということで申請がありました。C集落の(場所の説明)でありますけれど、以前は野菜が作られていた所ですが、近年は山林化が進む所であります。譲渡人のAさんもC集落に住んでいましたが、岡谷市に住まいを移されているということで、土地の処分を考えていたところ、隣接のBさんに譲るということで、問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

1番、長野市箱清水…丁目…番…号にお住まいのCさんが所有いたします、

大字横川字一ノ瀬…番、地目は畑、面積93㎡を、

大字横川…番地にお住まいのDさんが取得するものです。

譲受人のDさんは申請地に隣接する住宅で生活をしており、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は26アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

先月利用権の件で総会でも話がありましたDさんが今回自宅をCさんから購入し、それに伴い隣接している農地をということでもあります。隣接地でございますし、境等も問題ありません。先般根橋委員と確認に行きましたが、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<原委員>

一ノ瀬さんが先月質問なされた案件だと思いますけれど、26アールを今度持つことになって、そのうちの93㎡が今回取得する所ですが、残りの分は大体どこに固まっている農地ですか？

<一ノ瀬委員>

同じ地図上のEがありますが、その下の広い農地を耕作するということです。

<福島会長>

その他ありますか？無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～7 番朗読】

＜唐澤事務局次長＞

1 番、所有権の移転でございます。地図は 3 ページを、配置図は 4 ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字林下…番…、地目は田、面積 1226 m<sup>2</sup>を、

中央…番地…に所在するBが取得し、宅地分譲地として新設するための申請であります。

譲渡人のAさんは、永年耕作をしていましたが、高齢のため農業経営の縮小を検討しておりました。

譲受人のBは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。申請地は利便性の良い場所であることから、申請地を取得し、子育て世代向けの宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

＜小澤委員＞

地図を見ていただくとわかると思いますが、この辺は住宅地であり、周りはほとんど田んぼで、近くにはCがありますけれど、環境的にはDなりEが近く利便性の高い場所ですので、分譲住宅地に対して何ら問題ないと思っております。

＜福島会長＞

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

＜唐澤事務局次長＞

2 番、所有権の移転でございます。地図は 5 ページを、配置図は 6 ページをご覧ください。

伊那市西春近…番地…にお住まいのFさんが所有いたします、

中央…番、地目は田、面積 1046 m<sup>2</sup>を、

大字辰野…番地…にお住まいのGさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人のFさんは町外にお住まいで、申請地を耕作する予定のないことから、土地の有効利用を考えておりました。

譲受人のGさんは町内の借家にお住まいですが、家族が増え手狭になったことから、住宅を新

築したい計画です。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

だいぶ前になりますが、1月22日に駒ヶ根の不動産屋さんと原委員と私の3人で現地にて立ち会いました。地図を見てもらうと分かりますけれども、(場所の説明)の所です。現地は土地区画整理されたところで、横に幅6mの町道が面しています。境界もはっきりしており、上下水道も整備されており問題はないと思います。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は戻りまして5ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積1406㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのIさんが借り受け、共同住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人のHさんは、高齢のため農業経営の規模の縮小を考えておりました。

譲受人のIさんはHさんと親子であり、市街地へのアクセスが良く、生活上便利な申請地へ、経済面も考慮し、入居の需要が見込まれる共同住宅を新築したい計画です。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

2月15日に業者の方と吉江さんと私と行ってきました。地図を見ていただくと分かる通り、国道

からすぐの、とても日当たりのいい田んぼです。今ご説明があったとおり、お父さんが高齢で息子さんが田んぼをどういうふうにしようかと考えた時に、こういう決断に至ったようです。その田んぼというのは、町道の幅も十分ありますし、下水道や上水道の完備もされています。境もちゃんとされていました。ご審議のほどお願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4番の議案をご説明する前に、「許可を受ける前に農地が既に転用されている」という件についてご説明させていただきます。1月の総会の議案にもこのような案件がありましたが、転用許可届出を受けずに農地を転用すると農地法違反となります。違法転用者は懲役刑や罰金刑などの刑罰が科せられ、また、現状復帰命令が下されることもあります。

しかし、無断転用の事例を見てみると、「農地法のことを知らずに無断転用してしまった」とか「他者から譲り受けた土地が無断転用されていた」というように、故意でないものもあります。

農業委員会としては違法状態を知りながら放置することはできませんが、違反転用者全員に現状復帰をさせることは必ずしもよいとは言えません。そのために、無断転用してしまったときの救済措置として「追認許可」が認められています。

追認許可の際には、通常の転用許可申請書類に加えて、「経過書」や「始末書」の提出をお願いしています。その内容から、これまでの経過を確認し、故意でないことや十分な反省がみられること、また事業を継続していく必要性や周辺の農地への影響を踏まえて許可の判断をします。このように追認許可という制度がありますが、無断転用が認められているわけではありませんので、事務局からも、農地転用の許可を受けてから計画をすすめていただく必要があることを周知していただくよう、広報誌等を通じてお知らせしていきますので、委員の皆様も現地確認やパトロール等で発見した場合には事務局までご連絡をお願いいたします。また、なかには、農地区分や転用内容によって、転用許可ができない場合もありますので、1案件ごとに精査して処理をしていきます。

これからご説明する4番の案件も追認の許可の案件でございます。賃借権の設定でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのJさんが所有いたします、

大字小野字大庭…番…、地目は畑、面積104㎡を、

大字小野…番地…にお住まいのKさんが借り受け、住宅を増築するための申請でございますが、

申請地は既に建物が建っているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、賃借人であるKさんより始末書の提出を受けております。

内容といたしましては、賃借人のKさんは、昭和35年ごろより申請地右側の土地に賃借にて住宅を建築しお住まいになっていました。昭和47年にこの住宅の西側である本申請地…番…に住宅および物置を増築されました。

ところで、この土地一帯は、平成25年前後に実施された国土調査の際、本申請地と隣地との境界が合意できないまま明確化されず、長年国調筆界未定地とされてきましたが、今回、現所有者同士で合意確定をし、筆界未定地を解消しました。その結果、今回、賃借人が昭和47年に建てた建物部分の土地が、自身が賃借した土地ではなく、隣のさん所有の農地であることが判明したため、両者協議のうえ、今回の申請となりました。内容から、故意ではないこと、また、現在違反している状況を解消するため正規の手続きをとりたいとの意思が伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地はLから概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の（1）の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

経過につきましては事務局で説明があったとおりです。国調の際、筆界未定地になっていた理由につきましては、Jさんの前の所有者と、現在住宅を建てられているKさんとの双方の言い方の違いで生じておりましたが、前所有者からJさんに所有が代わってから話ができ、今回筆界未定地の解消に至ったわけです。建物等につきましては、争いの前に既に建てられていたものでありますので、今回国調の問題も解決するとのことですので問題はないかと思えます。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして5ページを、配置図は10ページをご覧ください。

埼玉県草加市谷塚町…番地にお住まいのMさんが所有いたします、中央…番…、地目は畑、面積885㎡を、



上田市中丸子…番地…に所在する、Nが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のMさんは、遠方にお住まいで、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のNは太陽光発電事業を行っており、申請地に太陽光パネル 372 枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在であります、設備の管理等はNの管理部門が定期的に行う予定です。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <吉江推進委員>

2月19日に佐久の行政書士の方と原委員と私の3人で立ち会いました。5ページの地図を見てもらうと分かると思いますが、現地は(場所の説明)にあります。(場所の説明)の土地なものですから、区画整理された場所で、境界もはっきりしており、すぐ横に6m幅の町道が面しております。場所的に、奥に1軒あるんですけど、ここは廃屋で今人は住んでおりません。それで、近隣住宅を考えても一番上流部になるものですから、あまり住宅には問題ないものと思われれます。ご審議よろしく願います。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら願います。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのOさんが所有いたします、  
大字平出…番…、地目は田、面積359㎡および、  
大字平出…番…、地目は田、面積239㎡を、

上田市中丸子…番地…に所在する、Nが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のOさんは、高齢のため耕作ができず、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のNは太陽光発電事業を行っており、申請地に太陽光パネル 204 枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在であります、設備の管理等はNの管理部門が定期的に行う予定です。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

#### <新村代理>

2月19日に古村推進委員と、行政書士のPさんと私の3人で現地確認いたしました。この土地は(場所の説明)になります。譲渡人のOさんがなかなか耕作まで手がまわらないので、農地としては続けていくつもりはないということでした。近くの方々の了承した書類も添付されておりました。(場所の説明)にも太陽光発電が既に取り付けられております。そんなわけでやむを得ないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願ひします。

#### <一ノ瀬委員>

5番と6番の案件を見ますと、太陽光パネルが204枚と372枚で、発電能力が33kw と49.5kw。単純に計算すると、1枚あたりの発電能力が33を204枚で割って372枚をかけると50kw 以上になってしまうんですが、それはどういうことでしょうか？ 比べると寸法的には大して変わらないように見えるんですが。

会長にお願ひしたいんですが、この前の総会で話があったと思いますが、辰野町が集中的に太陽パネルの場になっているという話がありました。つきましては、近隣6市町村がどういう状況にあるのか、それは各市町村の農業委員さんに聞いてもらえば分かると思います。新参者ですが、思うに辰野町だけどんどん太陽光ができていのかないかなというようなことが懸念されますので、調査、分析、評価していただければと思います。

#### <福島会長>

辰野町の環境委員会というのがあって、そこで審議して、それを事務局でまとめて6月頃議会へ提案するらしい。議会で通れば、それを辰野町の規定となる。伊那市とか諏訪方面の市町村ではできているらしい。

#### <赤羽事務局長>

規制条件については環境的な部分も配慮されているくらいの意味で、特に強い規制条件はなかろうかと思ひます。今、一ノ瀬委員さんのおっしゃられた部分の、近隣に比べて辰野町がゆるい

のではという部分については、農業委員会の事務局長管理においても近隣も同じような申請件数があると思います。農業委員としてどう対応していくかということでは、どこも同じですが、太陽光パネルに限らず、宅地、駐車場と同等の扱いをしていかなければならないと思います。数字については、調べられることがあれば調査していきたいと思います。

#### <野澤洋光推進委員>

太陽光は直流なんです。それをパワーコンディショナーで交流に抑制している。以前私が見た太陽光施設では、パワー出力は111kくらいあるが、実際はパワコンで49.5kw に抑えています。今パネルが非常に安いので、面積がある限りは付けましようという感じらしい。だけど、実際売電するのは50kw 以上あると規制があるので、49.5kw にわざわざ抑えている。多少曇っていても売電効率がいいということで、そのようにされているようです。パネルの枚数イコール売電効率ではないらしい。能力があるのに小出ししているという理解でいいと思います。土地の広さに合った枚数を設置している。

#### <原委員>

課長さんからのお話も聞かせていただき、私たちも農業委員としてきちんと対応していかなければいけないと思います。Qさんの会社なんですが、ちょっと前に私たちも見てきたよねと、吉江さんと話しました。R近くの案件もこの業者さんでした。防草シートを敷いたままの現状になっていました。その時は、境もはっきりしていない、業者もきちんと説明に来ないということで、2回ほど保留にしてもらったという経験があったということをお話しておきます。

#### <福島会長>

その他に何かありますか？

#### <吉江推進委員>

この会社、実際に太陽光を使った発電を辰野町ではしていないような気がするんですけど、さっき言ったのは10月に申請されたもので、やっているのかちょっと心配でね。転売したいというような主旨のことを最初に言われたので、気にはなりました。

#### <事務局 小松>

代理人による申請ですが、委任状もあり、会社の定款等も添付されていました。

#### <福島会長>

その他に何かありますか？無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は13ページを、配置図は14ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…に所在します、Sが所有いたします、  
大字伊那富字山口…番…、地目は田、面積473㎡および、  
大字伊那富字スクモ…番…、地目は田、面積311㎡を、

大字伊那富…番地…に所在する、Tが取得し、駐車場を新設するための申請でございます。

譲渡人のSは、昨年末から営業を停止しております。

譲受人のTは、鉄道軌道工事を営んでおり、工場を購入するにあたり、隣接する申請地 2 箇所に、社有車および来客用の駐車場 10 台分、および従業員用の駐車場 8 台分を新設したい計画です。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のSは、…番…については駐車場用地として平成6年に5条の許可を受け申請地を取得、また、…番…については倉庫用地として平成10年に5条の許可を受け申請地を取得していましたが、工場建設計画の変更等により事業が施工できず計画を断念しておりました。今回は継承者であるTが申請地を取得し駐車場用地を新設したい計画であります。

申請地は鉄道と国道に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

2月19日に司法書士のUさんと吉江さんと私の3人で確認に行ってきました。今、事務局から説明のあったとおりです。駐車場として使うための変更です。ただ、…番…の隣が田んぼで、今も耕作しているところですので、そこは法面をきちんとして迷惑のかからないようお願いしてきました。あとは境も道幅もしっかりしていました。以上です。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<中村委員>

確認させていただきたいんですが、地図14ページの申請地隣…は更地になっていると

と思いますが、ここは利用しないようになっていませんか？

<事務局>

所有者はSとは関係ない方所有の宅地となっています。

<宇治推進委員>

Sの建屋はTが買うの？

<事務局>

はい、買います。

<福島会長>

その他ありますか？無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
ありがとうございました。

### 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

先月の総会で出された利用権設定に関する案件について説明。(事務局 中澤)

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計30件、43筆、面積は54,197㎡、詳細は議案書の9ページ10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第3号、農地法第3条2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<唐澤事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は15ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字伊那富…番…です。詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き

家バンクに登録した物件に隣接する農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤典生推進委員>

2月27日に事務局2人、福島会長、私の4人で確認いたしました。空き家になっている所の上の農地になります。北側は用水路で区切られておりまして、東側の宅地との境も杭が打たれておりました。小さな小屋が建っていますが、許容範囲内ということで確認してきましたのでご審議をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第4号、農地法第3条2項第5号の規定による別段面積のうち、  
空き家に付随した農地の取得下限面積に関する要件について】**

<唐澤事務局次長>

つづきまして、先月の総会でご意見を伺いました、町内全域の空き家に付随した農地の下限面積を1アールとする申し出につき、農業委員会で別に定めております要件の見直しをさせていただき議案でございます。

議案書15ページ「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積のうち、空き家に付随した農地の取得下限面積に関する要件」をご覧ください。

要件のうち、(3)につきまして変更いたしました。今までの要件は、「農業振興地域内の農用地(青地)の指定を受けていない農地」としていましたが、今回「周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない農地」と変更し、青地であるという縛りを無くす見直しでございます。

施行日は令和2年4月1日とし、広報、新聞等を通じて町民へアナウンスするとともに、町内の不動産業者へのアナウンスも行います。農業委員、推進委員、事務局で現地を確認する際には、周辺の農地等への支障を生ずるおそれがない農地であるか、再度徹底してまいります。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方

は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書16ページ、地図は16ページをご覧ください。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、中間管理事業による合意解約、集積、配分計2件、議案書の16ページの通りであります。

(3)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。議案書17ページ、地図は17ページ18ページをご覧ください。こちらは、先月の総会で、農地法第5条、工事用地への一時転用で議決されました案件との関連事項です。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

南平…番…、地目は畑、面積42㎡および、

南平…番…、地目は畑、面積49㎡および、

伊那富…番…、地目は田、面積7.2㎡および、

伊那富…番…、地目は田、面積287㎡を、

Aが、鉄塔建替工事を行い、新たに鉄塔を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、これをもちまして議事を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →該

当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)

別紙参照

○辰野町基本構想の改定について(唐澤事務局次長)

別紙参照

→ご意見のある方は3月10日までに事務局まで

○全国農業新聞の購読普及活動について(事務局 小松)

別紙参照

○令和元年度えごまの種配布実績報告・推進委員長への管理御礼(事務局 小松)

別紙参照

昨年より10名ほど増。栽培説明会4月17日予定。

鋸南町視察研修の報告(赤羽事務局長)

古村推進委員長へ御礼(福島会長より)

○農業委員会会服について(一ノ瀬委員)

ブルゾン(薄手)とポロシャツ 刺繍ロゴ入り で決定

パトロール、現地確認、総会、大会等で着用

○次回委員会総会開催日:4月7日(火) 午後3時00分から 役場第2会議室

(総会決定日から変更)

終了後、歓送迎会開催予定(新型コロナウイルス感染状況をみて判断)

<宇治推進委員>

太陽光発電について、申請を超えた電力の不正供給ができないように、法律で規制されているのか?当初申請したとおりで必ず縛られていくのかどうか?調べておいてほしい。

**(閉会)**

<新村職務代理>

令和元年度最後の農業委員会総会となりましたけれど、慎重審議いただきありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。



この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印